

津幡町体育施設有料広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、津幡町有料広告掲載要綱(平成24年津幡町告示第3号)の規定に基づき、体育施設に掲載する有料広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 広告を掲載できる範囲等は、津幡町有料広告掲載要綱及び津幡町有料広告掲載基準(平成24年津幡町訓令第2号)の規定を適用する。

(広告の条件等)

第3条 広告の条件は、次のとおりとする。

- (1) 広告は、体育施設で町が指定する場所に掲載する。
- (2) 広告掲載を行う施設、場所、区画数、規格、掲載料及び仕様は、別表第1のとおりとする。
- (3) 広告の掲載期間は1年を単位とし、最長3年とする。ただし、更新は妨げない。

(広告の掲載募集)

第4条 広告掲載の募集は、広報つばた又は町ホームページ等により行うものとする。

2 募集は、広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者(以下「広告主」という。)は、掲載を希望する月の前月の10日までに、津幡町体育施設有料広告掲載申込書(様式第1号)に次に掲げる図書を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 広告原稿
 - (2) 資格免許証、諸証明書、その他広告主を確認できる書類
- 2 前項第1号の広告原稿の作成及び掲載費用は広告主の負担とする。

(広告掲載の決定)

第6条 町長は、前条に規定する申込書の提出を受けたときは、津幡町有料広告掲載要綱及び津幡町有料広告掲載基準の規定に基づき審査を行い、広告掲載の可否を決定するものとする。

- 2 広告掲載の可否について疑義が生じた場合は、津幡町有料広告掲載要綱第9条の規定に基づき、広告審査委員会を開催するものとする。
- 3 町長は、広告掲載の可否について決定を行ったときは、その結果及び条件等について津幡町体育施設有料広告掲載決定通知書(様式第2号)又は津幡町体育施設有料広告非掲載決定通知書(様式第3号)により、その旨を広告主に通知するものとする。
- 4 広告を掲載する順位は、広告掲載の決定を受けた順位とする。

(広告掲載料の納入)

第7条 広告主は、町長の指定する期日までに、第3条に定める広告の掲載料を前納するものと

する。

2 複数年の申込みを行い、広告掲載料を全額前納するときは、2年掲載の場合はその1割を、3年掲載の場合はその2割を減免する。また、期別納入するときは、2年掲載の場合は2年目の掲載料の1割を、3年掲載の場合は3年目の2割を減免する。

3 既に広告を掲載している者が、4年目以降に継続して掲載の申込みを行なったときの掲載料は、先の掲載申込期間に掲載を予定する期間を加えて算定するものとし、広告掲載料の2割を減免する。

(費用負担等)

第8条 広告の設置、撤去及び維持管理に係る一切の作業は広告主が行なうものとし、その費用は広告主の負担とする。

2 前項の作業に伴い発生した体育施設のき損及びき損による損害については、広告主の責任においてその損害を賠償しなければならない。

(広告の汚損等)

第9条 町長は、広告掲出物の汚損、き損、滅失等について、一切の責任を負わないものとする。

(原状回復の義務)

第10条 広告主は、広告掲載期間が満了したとき及び津幡町有料広告掲載要綱第7条の規定に基づき許可を取り消されたときは、自らの責任において直ちに広告を撤去し、原状に回復しなければならない。

2 広告主が前項の広告の撤去及び原状回復をしない場合、町長は自らこれを撤去し、原状に回復することができる。この場合において、当該撤去及び原状回復に要した費用は、広告主に請求することができる。

(広告主の提出義務)

第11条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに津幡町体育施設有料広告掲載内容変更届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(1) 広告の掲載を取り下げる場合

(2) 広告の内容を変更する場合

(3) 前2号に規定するもののほか、津幡町体育施設有料広告掲載申込書の記載内容に変更が生じた場合

(広告掲載料の返還)

第12条 広告の掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載ができなくなった場合は、その全額又は一部を返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、日割をもって計算し利子を付さない。この場合において、その金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 町は、広告が掲載できなかつたことにより生じるいかなる損害についても、広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。

4 本条の規定による広告掲載料の返還を受けようとする者は、津幡町体育施設有料広告掲載料返還請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（疑義等の決定）

第13条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか広告掲載に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

	施設名	場所	区画数	規格	掲載料
津幡運動公園	野球場	外野グラウンドフェンス	16区画	縦0.8メートル×横10.0メートル	40,000円/年
	体育館	アリーナ観覧席下東西壁面	16区画	縦0.9メートル×横3.6メートル	36,000円/年
		アリーナ正面2階左右壁面	4区画	縦0.9メートル×横4.5メートル	48,000円/年
仕様	<p>1 野球場：指定色を使用してグラウンドフェンスに直接描くものとし、カットイングシート等の貼付は不可とする。 （指定色） フェンス 緑色（日本塗料工業会 F45-20D）、半艶 文字色 白色単色（日本塗料工業会 FN-90）、半艶</p> <p>2 体育館：素材にはアルミ複合板を使用し、太陽光及び照明灯に反射しないもの。</p>				

備考

上記の仕様によりがたい場合は、広告主と別途協議する。

様式第1号（第5条関係）

津幡町体育施設有料広告掲載申込書

年 月 日

（あて先）津幡町長

広告主

住所（事業所所在地）

氏名（事業者名）

電話番号

津幡町体育施設有料広告掲載取扱要綱第5条の規定に基づき次のとおり、津幡町体育施設への広告の掲載を申し込みます。

掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで	
広告の内容	別紙のとおり（印刷物及びデータ）	
広告主の業種 及び業務内容		
広告代理店		
申込者連絡先	担当者名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	e-mail	
承諾事項	(1) 津幡町有料広告掲載要綱、津幡町有料広告掲載基準及び津幡町体育施設広告掲載取扱要綱を遵守することを誓約します。 (2) 広告掲載申請に関する審査において、津幡町が申請者の町税滞納の有無に係る調査を行うことに同意します。※1 住 所 氏 名 印	
備考	※2	

※1 町税滞納の有無に係る調査については、広告主が町内に事業所等を有するものに限りま
氏名及び印鑑については、委任代理人（印鑑を含む。）は認められませんのでご注意くだ
い。

※2 他の自治体の体育施設に広告を掲載している場合は、備考欄に自治体名を記入してくだ
い。

文 書 番 号
年 月 日

様

津幡町長

印

津幡町体育施設有料広告掲載決定通知書

年 月 日付で申し込みのありました津幡町体育施設の広告掲載につきまして、
下記のとおり掲載することを決定いたしましたのでお知らせします。

記

1 広告掲載場所

2 広告掲載期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3 広告掲載料金 円

4 広告掲載料の納入方法 年 月 日までに、同封の納入通知書により指定の金融
機関にて納入願います。

5 広告原稿提出期限 広告原稿を 年 月 日までに提出してください。

6 その他（掲載条件等）

- (1) 広告の取扱いについては、津幡町有料広告掲載要綱、津幡町有料広告掲載基準及び津幡町体育施設有料広告掲載取扱要綱を遵守願います。
- (2) 広告掲出物の設置及び撤去にあたっては、各施設管理者と事前打ち合わせのうえ、その指示に従い作業を行なって下さい。

様

津幡町長

印

津幡町体育施設有料広告非掲載決定通知書

年 月 日付で申し込みのありました津幡町体育施設の広告掲載につきまして、
下記の理由により掲載できないことを決定いたしましたのでお知らせします。

記

1 非掲載の理由

教示

1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に津幡町長に対して異議申立てをすることができます。

2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、津幡町を被告として(津幡町長が、被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第11条関係）

津幡町体育施設有料広告掲載内容変更届

年 月 日

（あて先）津幡町長

広告主

住所（事業所所在地）

氏名（事業者名）

電話番号

津幡町体育施設有料広告掲載取扱要綱第11条の規定に基づき広告の内容等を変更したいので、
下記のとおり広告の内容変更を届け出ます。

記

1 変更する内容

- 広告の掲載の取り下げ
- 広告の差し替え
- 津幡町体育施設有料広告掲載申込書の記載内容の変更

2 変更理由

3 添付資料

- 広告原稿
- その他

※ 該当項目の□をチェックし、必要事項をご記入願います。

様式第5号（第12条関係）

津幡町体育施設有料広告掲載料返還請求書

金 _____ 円

ただし、 _____ 年 _____ 月 _____ 日付で決定を受けた、津幡町体育施設有料広告掲載料の返還金として、上記のとおり請求します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

（あて先）津 幡 町 長

所在地

名称

代表者氏名

印

口座振込先金融機関名

口座種別

口座番号

口座名義人